


赤ちゃんとお母さんに安全な薬物治療を提供するために



妊婦・授乳婦に対して薬物治療を行う際には、治療を受けるお母さん本人だけでなく、胎児や乳児への影響にも注意する必要があります。しかし、医薬品の中には妊婦・授乳婦への使用経験が少ないものが多く、使用の可否に関する情報源が限られています。

情報が無いままでは、使用可能な薬剤を使用不可と判断してしまい、お母さんの治療を妨げたり、授乳を中止してしまったりすることがあります。また、反対に使用不可の薬剤を使用可能と判断することで、胎児や赤ちゃんへの有害が出てしまう危険もあります。そのような危険を回避するためには、正しい情報が必要です。

そこで、当院薬剤部では、当院受診中の妊娠中または授乳中の患者や救急外来で診察を受ける妊婦・授乳婦を対象として、医師からの医薬品使用可否に関する問い合わせに対して迅速に、院内で統一された回答ができるよう手順を定めています。

<回答までの流れ>

- 1 医師からの問い合わせに対して、妊婦・授乳婦の別、調査する医薬品名等必要情報を聞き取る。
- 2 当院産科・小児科医師と協議して決定した参考資料をもとに、薬剤部から対象医薬品の使用の可否を回答する。

※参考資料に記載のない医薬品は、その場での回答は避け、担当者が文献を取り寄せる等情報収集し、産科・小児科医師と協議の上対応を決定する。

回答後、医薬品名と回答内容、患者情報を所定の用紙に記入し、資料とともに医薬品ごとに履歴を蓄積しています。この問い合わせ履歴は、当院の妊婦・授乳婦に対する医薬品使用データベースとして、同様の問い合わせがあった場合に活用できるようにしています。

このように、薬剤部では、赤ちゃんとお母さんに対してより安全・安心な薬物治療が実施できるよう取り組んでいます。

